

東紀州環境施設組合議会定例会の回数に関する条例

令和3年4月28日

条例第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、東紀州環境施設組合議会定例会の回数を次のように定める。

毎年 2回

附 則

この条例は、公布の日から施行する。